

市営住宅入居申込のしおり

【令和4年度（2022年度）版】

特公賃住宅用



市営宝来団地 15-1 棟外観

稚内市建設産業部都市整備課

1 申込みにあたっての注意事項（必須）

- ① この申込みは、特公賃住宅に今後空家が生じた場合の補充入居者として決定するものであるため、空家が生じなかった場合は、令和5年（2023年）3月31日で申込み権利は消滅します。
なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に補充入居者の申込みをいただいている方につきましては令和4年3月31日で申込み権利が消滅しておりますので、再度お申込みいただくこととなりますのでご注意ください。
- ② 所定の証明書等の添付が無いものや不備なものは、受付しないことがありますのでご注意ください。
- ③ 申込みの際、内容等についてお聞きすることがありますので、必ず本人または家族の方が持参してください。

2 申込みができる方

入居資格者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予定者を含む。
- ② 居住をしようとする者がいずれも市税を滞納していない者であること。
- ③ ペットを飼育していない者であること。
- ④ 市内に住所がある者。または主たる勤務場所を有する者または有しようとする者であること。
- ⑤ 居住しようとする者がいずれも暴力団員でないこと。
- ⑥ 過去1年間（令和3年1月1日～令和3年12月31日）の世帯の収入が一定基準内であること。

3 特公賃住宅収入基準表

- ① 給与所得者の場合（確認する金額は、源泉徴収票の支払金額欄です。）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
世帯収入	3,943,999円 ～ 8,248,895円	4,415,999円 ～ 9,109,479円	4,891,999円 ～ 9,509,479円	5,367,999円 ～ 9,909,479円	5,843,999円 ～ 10,309,479円

注意！ 次の場合は、上記収入基準表は参考となりません。

- ① 老人扶養控除、特定扶養親族控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除及び特別障害者控除の対象者のいる世帯（控除額が多くなるために、収入基準の金額より高くなります）。
- ② 入居しようとする親族に、収入のある方が2人以上いる場合。

※ 入居申込みの際、以下に該当するものは収入の対象になりません。

●遺族・障害年金	●労災保険金	●親等からの仕送り
●休業補償	●雇用保険金	●相続等による一時収入

4 所得の計算

みなさんの月額収入（政令月収）は、次の算定式により求められます。

※ 収入のある方が2人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計します。

※ 1人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総収入額を合計した状態で、年間総所得金額を算出します。

$$\frac{\text{年間総所得} - \text{控除額}}{12\text{ヶ月}} = \text{政令月収}$$

① 所得額計算（給与所得者の場合）

年間総収入金額（円）	所得の計算方法	
0～ 550,999	所得は0	
551,000～1,618,999	(総収入金額) - 550,000円	
1,619,000～1,619,999	1,069,000円	
1,620,000～1,621,999	1,070,000円	
1,622,000～1,623,999	1,072,000円	
1,624,000～1,627,999	1,074,000円	
1,628,000～1,799,999	総収入金額を4,000で割り、 その答えの1円未満を切り捨てた後、 4,000を掛け戻した額を右のA	$A \times 0.6 + 100,000$
1,800,000～3,599,999		$A \times 0.7 - 80,000$
3,600,000～6,599,999		$A \times 0.8 - 440,000$
6,600,000～8,499,999	(総収入金額) $\times 0.9 - 1,100,000$	
8,500,000～20,000,000	(総収入金額) $\times 0.95 - 1,950,000$	

② 所得額計算（年金受給者の場合）

受給者の年齢	公的年金等の総収入額	所得の計算方法
65歳以上の方	1,100,000円以下	所得は0
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	(年金の総収入金額) - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(年金の総収入金額) $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(年金の総収入金額) $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円以上	(年金の総収入金額) $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
65歳未満の方	600,000円以下	所得は0
	600,001円以上 1,300,000円未満	(年金の総収入金額) - 600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(年金の総収入金額) $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(年金の総収入金額) $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円以上	(年金の総収入金額) $\times 0.95 - 1,455,000$ 円

③ 控除額計算

控除名	条件	控除額
a 給年控除	本人又は同居親族で給与所得等がある方	100,000 円×()人 所得が 10 万円未満の場合は その所時額
b 扶養控除	入居しようとする親族(本人を除く) 及び遠隔地扶養親族	380,000 円×()人
c 老人扶養控除	bに該当し、かつ 70 歳以上	100,000 円×()人
d 特定扶養控除	bに該当し、16 歳以上 23 歳未満	250,000 円×()人
e 普通障害者控除	所得税法により障害者控除を受けている方	270,000 円×()人
f 特別障害者控除	所得税法により特別障害者控除を受けている方	400,000 円×()人
g 寡婦控除	夫と死別、もしくは離婚後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で扶養親族と生計を一にする親族。 所得が 500 万円以下の方	270,000 円×()人 所得が 27 万円未満の場合は その所得額
h ひとり親控除	現在、婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない者で生計を一にする子を有すること及び事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 所得が 500 万円以下の方	350,000 円×()人 所得が 35 万円未満の場合は その所得額

④ 収入計算表

ア 所得

	総収入	所得
A (本人):	_____, _____ 円 →	_____, _____ 円
B (同居親族):	_____, _____ 円 →	_____, _____ 円
C (同居親族):	_____, _____ 円 →	_____, _____ 円
	所得合計:	_____, _____ 円 …①

イ 控除

給年控除:	_____, _____ 円×__人 =	_____, _____ 円
扶養控除:	380,000 円×__人 =	_____, _____ 円
老人扶養控除:	100,000 円×__人 =	_____, _____ 円
特定扶養控除:	250,000 円×__人 =	_____, _____ 円
普通障害者控除:	270,000 円×__人 =	_____, _____ 円
特別障害者控除:	400,000 円×__人 =	_____, _____ 円
寡婦控除:	_____, _____ 円×__人 =	_____, _____ 円
ひとり親控除:	_____, _____ 円×__人 =	_____, _____ 円
	控除合計:	_____, _____ 円 …②

ウ 収入年額計算

①所得合計 - ②控除合計 = _____, _____ 円 (収入年額) …③

エ 政令月収計算

③収入年額 ÷ 12ヶ月 = _____, _____ 円 (政令月収)

※ 特公賃住宅の入居基準は 158,000 円～487,000 円(政令月収)です。158,000 円に満たない場合は、所得の上昇が見込まれる方に限ります。

5 申込みに必要な書類（注意書きもあわせてご覧ください）

- ① 稚内市営住宅入居申込書
- ② マイナンバーのわかるもの（個人番号通知書、マイナンバーカードなど）世帯全員分
- ③ 納税証明書【資格審査用】（稚内市税務課発行のもの） 成人の方全員
- ④ 収入（所得）を証明するもの（下記に該当するいずれか）

区分	収入の状況	証明期間	証明書
給与所得者	現在の勤務先に 令和4年1月1日以前から 勤務している	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	令和3年分 給与所得の源泉徴収票 《注 ¹ 》
	現在の勤務先に 令和4年1月2日以降に 就職している	就職した月から申込み の前月まで	雇用証明書《注 ² 》または 勤務先が発行した 給与明細票
年金受給者	年金・恩給等で生活している		令和3年分 公的年金等の源泉徴収票 《注 ¹ 》
事業所得者	自営業など確定申告を行った方	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	令和3年分 確定申告書(控え)
無収入	高校生以上の方で無職無収入	申込み現在	無職無収入申出書《注 ² 》
退職予定者	1～2ヶ月以内に退職すること が決まっている者	申込み現在	退職を証明する書類 《注 ² 》

⑥ その他関係書類（下記に該当するいずれか）

区分	証明書
市外居住者の方	世帯全員分の住民票（写し可）《注 ³ 》
賃貸住宅（アパート含む）にお住まいの方	賃貸契約書など（写し）
障がい者手帳を受けている方	障害者手帳、療育手帳または判定書
婚約している方・結婚予定の方	婚約証明書《注 ² 》
別居扶養親族のいる方	健康保険証（写し）など

《注1》 各種源泉徴収票を紛失した場合は、給与所得については「勤務先」、公的年金等については「稚内年金事務所（末広4-1-28）」に再発行をお願いする場合があります。

《注2》 雇用証明書、無職無収入申出書、退職を証明する書類および婚約証明書の書式が必要な方は、都市整備課窓口にて用意しておりますので、お申出ください。

最近退職した方、雇用保険等をもらっている方は、それらを証明する書類を持参してください。（昨年1年間収入があっても無職扱いになる場合があります）

《注3》 市内在住の方は、世帯全員分の「住民票の写し等」の提出を省略できますが、申込書裏面に記載の「関係公簿等による情報確認同意書」欄に、世帯全員分の氏名・捺印が必要です。同意されない場合は、世帯全員分の「住民票の写し等」の提出が必要となります。

6 住宅の概要

- ① 住所（所在地） 稚内市宝来5丁目3番38号
- ② 構造等 鉄筋コンクリート造10階建
- ③ 住戸数等 特公賃住宅 3LDK 住戸専用面積 82.67㎡
- ④ 附帯施設 物置（住棟内で住戸に隣接）、エレベーター、自転車置場・灯油タンク室、駐車場、児童遊園
- ⑤ 主な住戸内設備
- ア.暖房設備 F F式灯油ストーブ（入居者に設置していただきます。灯油は集中供給のため灯油タンクの設置は不要です。）
ポータブル式の灯油・ガスストーブなどの室内に燃焼空気を放出する暖房機は使用できません。
 - イ.換気設備 24時間強制換気システム（第1種熱交換換気システム）
 - ウ.給湯設備 ガス給湯器による台所、洗面所、洗濯機、浴室の4箇所給湯、浴室は0.75坪タイプのユニットバスで浴槽は追い焚き機能付です。（リース契約をしていただきます。）
 - エ.テレビ 地上波放送、衛星（BS）放送が視聴可能。
 - オ.受電設備 30A契約。必要な場合は契約変更も可能です。（模様替申請が必要です。）
 - カ.高齢者対応設備 住戸内段差解消。
手すり設置（玄関、トイレ、浴室・脱衣室）。主な壁には手すり設置用の補強有（手すりの設置には模様替申請が必要です。）
電灯スイッチの大型化（オフピカ機能付）
給水栓は混合レバー水栓を設置
住棟内緊急通報装置設置（居間、居室1室、トイレ、浴室）
呼出押ボタンにより、住戸外ブザーが鼓動し非常事態を知らせます。
 - キ.火災報知機 各居室に煙・熱感知器を設置
 - ク.その他の設備 インターホン機能内蔵ドアホン設置
網戸設置（網戸の管理は入居者の責任となります。）
ガス漏れ感知器を台所、脱衣所に設置（リース契約をしていただきます。）
- ⑥ 主な住棟内設備
- ア.換気設備 共用廊下の換気は24時間強制換気システムを設置
 - イ.高齢者対応設備 屋外も含めた共用部段差解消。
共用廊下の手すり設置。
 - ウ.共用電灯 自動点滅器とタイマーにより点灯・消灯を行います。
太陽光発電システムにより入居者の負担を軽減します。

7 家賃及び敷金、その他の経費等

① 家賃

特公賃住宅の家賃は、月額 108,400 円（原則変わりません）ですが、収入に応じて家賃の減額を受けることができます。（毎年の申請が必要です。）

減額後の入居者負担額（家賃）は、次のとおりです。

※平成 21 年 4 月 1 日より制度改正にともない入居基準が変更しております。

減額後の入居者負担額（円）			
政令月収が 186,000 円以下の方	政令月収が 186,000 円を超え 214,000 円以下の方	政令月収が 214,000 円を超え 259,000 円以下の方	政令月収が 259,000 円を超え 350,000 円以下の方
56,700 円	65,100 円	75,300 円	97,300 円

② 敷金

入居時に家賃（減額を受ける場合は入居時の入居者負担額）の 3 ヶ月分に相当する敷金の納付が必要です。

敷金は、市営住宅を退去される時に、家賃の滞納・入居者の責任による住宅の破損等がない限り全額還付されます。

敷金は分割で納入することができます。（ただし、6 ヶ月以内に完納することが必要です。）

現在、市営住宅に入居しており、収入超過者等の認定を受けている方は、新たな敷金の納付は不要です。

③ その他の経費

駐車場使用料（駐車場を使用する方のみ） 月額 2,540 円

※除排雪の費用は含みません。駐車場の除排雪は駐車場使用者に行っていただきます。

浴槽・給湯器等リース料（㈱ホクタンとの契約となります。料金はお問い合わせください。）

自治会費（町内会費、共益費（エレベーター電気料、共用部電気料、屋外散水栓水道料等）、除排雪料、その他自治会運営等に必要な経費）

電気・ガス・水道・下水道使用料など

④ その他入居時の負担

暖房機は入居者をご用意下さい。なお、使用できる暖房器具は F F 式灯油ストーブです。（煙突式の暖房機は使用できません。）

ポータブル式石油・ガスストーブのような室内に燃烧空気を放出するような暖房機の使用は厳禁します。（補助暖房が必要な場合は、電気暖房器を使用してください。）

各居室（居間、和室、洋室）の照明器具は入居者をご用意下さい。

8 申込書記載例

① 表面の記載例

<div style="text-align: center;"> 稚内市営住宅入居申込書 </div>								
申込者	現住所	稚内市中央3丁目13番15号		フリガナ	ワッカナイ タロウ			
	本籍地 (国籍)	北海道稚内市中央三丁目		氏名	稚内 太郎			
	電話	(自宅) - (会社) -	日中、連絡可能な番号を記入		個人番号	12340000△△△△		
市営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先の名称・所在地	勤続年数	年間所得	
	入居者	稚内 太郎	本人	S00.0.0	会社員	〇〇建設(株)	〇年 〇〇万	
	同居する親族 (個人番号)	稚内 花子	妻	S〇〇.〇.〇	パート	□□	□年	□□万
		1234△△△△□□□□						
		稚内 二郎	子	H△△.△.△		△△高校		
		1234□□□□〇〇〇〇						
	稚内 ハル	祖母	S〇〇.〇.〇				◇◇万	
1234△△△△〇〇〇〇								
別居扶養親族 (個人番号)	稚内 一郎	子	HXX.X.X		××大学			
1234〇〇〇〇□□□□								
希望の団地等	団地区名	宝来 団地・ 地区		間取り	3LDK		階数 注 ¹ 階	
	特定目的住宅入居希望及び特事情							
	適要	申込団地種別：公営住宅等 特公賃住宅			市営住宅連続申込回数		回	

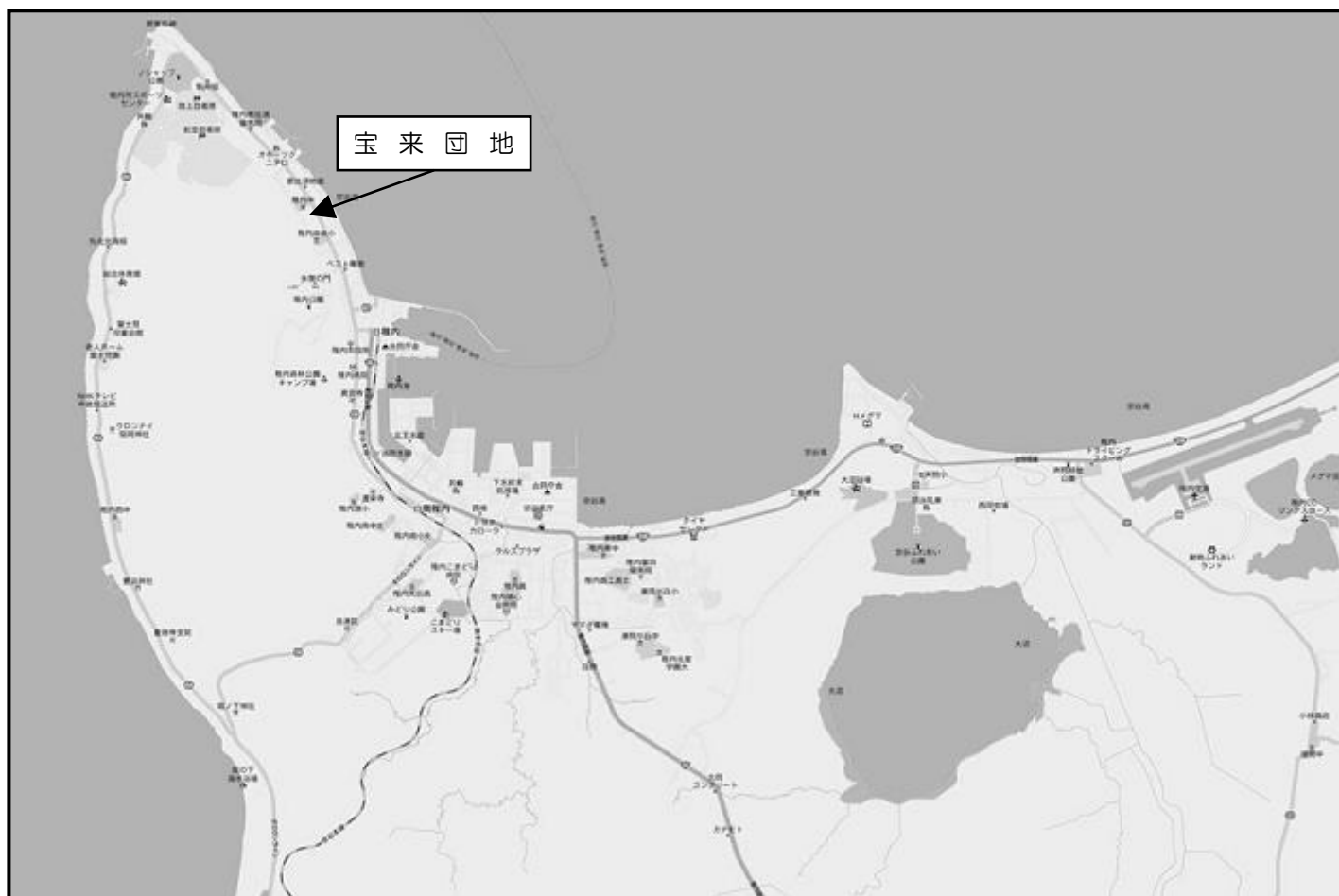
《注1》 身体上の障がい等特別な事情がない限り階数の希望はできません。

- ※ 必ず、本人と同居者（同居予定者も含む）を記入してください。
- ※ 別居扶養親族は、同居はしないが扶養しているものとみなす書類（被保険者カード等）の提示が必要です。

9 入居にあたって守っていただく事項等

- ① はじめに同居した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ承認が必要となります。
- ② 家賃は、当月分をその月の 25 日まで（25 日が土曜日、日曜日又は祝日に当たる場合は、それ以後の日）に納めなければなりません。
- ③ 月々の家賃は、災害や、病気にかかったとき、収入が減ったときなどに、減額、免除又は徴収の猶予をすることができます。さらに、特公賃住宅の入居者は、収入に応じた家賃の減額を受けることもできます。いずれの場合も申請が必要です。
- ④ 市営住宅の修繕にかかる費用で、入居者や同居者の責めによる場合は、入居者の負担になります。
- ⑤ 入居者は、市営住宅の使用には、必要な注意を払い、正常な状態において維持する義務があります。これに違反したり、入居者の責めにより市営住宅をき損したりしたときは、入居者が原状に復帰するか、又はその費用を賠償しなければなりません。
- ⑥ 市営住宅は、転貸してはいけません。また、住居以外の用途に使用したり、勝手に模様替えや増築はできません。これらの必要があるときは、承認が必要です。勝手に模様替え、増築などを行うと、直ちに入居者の責任において原状に戻していただきます。
- ⑦ 市営住宅は、住宅を壊すとき、建て替えるときなどに、法令に従って住宅の明け渡しを求めることがあります。この場合は、申し出があれば他の市営住宅や建て替えた住宅に入居することができます。住宅の明け渡しを拒否することはできません。
- ⑧ 入居者が、虚偽の申請によって入居したとき、家賃を3月以上滞納したとき、市営住宅を故意に壊すなどの行為をしたときなどには、市営住宅を退去するように請求することができます。この場合、請求があってから退去するまでの間、罰則金を課することができます。
- ⑨ 市営住宅では、市長が必要と認めるときや、入居者が市営住宅を退去しようとするときに、職員や管理人などが住宅の検査をすることができます。
- ⑩ 入居者が、詐偽その他の不正行為によって家賃などを免れた場合は、その免れた額の5倍以内の罰金を科すことができます。
- ⑪ 市営住宅内でペット等の持ち込みや飼育はできません。
- ⑫ 浴室・風呂釜又は給湯器の設備については、指定業者と必ずリース契約を締結してください。
- ⑬ 電気・ガス・水道及び下水道の使用料、汚物及びじんかいの処理に要する費用、共同施設の使用に要する費用、市営住宅及び共同施設、駐車場の除排雪に要する費用、浴槽・給湯器の賃貸料等は入居者の負担となります。
- ⑭ 室内に燃焼空気を放出するような暖房機（ポータブル式石油・ガス暖房機など）の使用は厳禁します。
- ⑮ 団地敷地内の住宅路、排水溝、児童遊園、植栽・芝等の管理は入居者が行います。
- ⑯ 団地自治会等のきまりを守り、入居者がお互いに協力し合って良好な住環境を保ってください。

10 団地位置図



11 申込み受付

受付場所 稚内市役所2階 都市整備課窓口
8時45分～17時30分 ※土、日、祝日を除く

問合せ先 〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号
稚内市役所建設産業部都市整備課住宅管理グループ
(0162) 23-6422 (直通)